

竹島=独島論争

歴史資料から考える

内藤正中・朴炳涉

新幹社

竹島=独島論争

歴史資料から
考える

内藤正中・朴炳涉

新幹社



9784884000684



1920022025005

ISBN978-4-88400-068-4

C0022 ¥2500E

定価:本体価格2,500円+税

竹島=独島論争

歴史資料から考える

はじめに

かつて、日米関係は悪化しても一日で回復するが、日韓関係は良好でも一日にして悪化するといわれたものでした。最近の日韓関係は相互交流の積み重ねにより、ひと頃ほどのもろさはなくなりましたが、それでも常に関係が一気に悪化する危険因子が存在します。

その代表例が竹島〓独島問題で、これは一旦こじれると、両国民の偏狭な「愛国心」を刺激し、思わぬ騒動を招きかねません。かつて、日韓条約締結当時に李東元外務部長官は、竹島〓独島問題は「韓国においては国民感情を爆発させるダイナマイト」と語りましたが、それを彷彿とさせるニュースが二〇〇五年「竹島の日」制定の前後にありました。また、二〇〇六年には竹島〓独島周辺の海洋調査問題をめぐって、両国の巡視船同士の物理的な衝突も懸念されるほどでした。

そんな際、決まって外務省を中心に主張されるのが「竹島は日本の固有領土」といううたい文句です。しかしながら、この理解は半世紀前の、竹島〓独島の歴史がよく知られていなかった当時の主張そのままであり、最近の研究成果が反映されていません。今日では「竹島の日」条例を定めた島根県ですら竹島を「歴史的にみても日本の島です」とは主張しても、「日本の固有領土」とは主張しないようで、少なくとも同県のホームページにはみられません。

3 はじめに
これは竹島〓独島の歴史を比較的良好よく知る同県が、明治時代における竹島〓独島の歴史に配慮した

ためと思われる。実際、明治時代の最高官庁であり、今日の内閣に相当する太政官は、一八七七（明治十）年に竹島Ⅱ独島を日本の領土外とする指令を発しました。そうした歴史があるので、「竹島は日本の固有領土」という表現は適切ではありません。しかし、こうした明治時代の歴史などは一般にほとんど知られていないのが実情です。

さらに、江戸時代に竹島Ⅱ独島は松島、鬱陵島は竹島とよばれた史実なども一般にはなじみが薄いようです。竹島Ⅱ独島には松の木どころか木が一本もないにもかかわらず松島と呼ばれたのは、隣の竹が豊富な竹島（鬱陵島）と一対をなすと考えられたからでした。それが明治時代になって欧米の誤った地図に惑わされ、松島の名前自体が隣の竹島に取られてしまい、かわりに同島は洋名をもじってリヤンコ島などと呼ばれました。これは「固有領土」の意識がなかったことを反映したといえますが、こうした史実などもほとんど知られていないのが実情です。ちなみに、竹島Ⅱ独島および鬱陵島の島名は日本で下記のように変化しました。

竹島Ⅱ独島

江戸時代は松島。

明治時代（一九〇五年以前）は松島、あるいはリアンコールト、リアンクール、リヤンコ、ヤンコ、ホルネットなど。一九〇五年の「編入」以後は主に竹島。

鬱陵島

江戸時代は竹島、まれに磯竹島。

明治時代の一八八〇年前後から、次第に竹島から松島へ変化。さらに一九〇五年以降は次第に鬱陵島。

本書は、こうしたよく知られていない竹島Ⅱ独島の歴史を明らかにすることにより、日韓間の無用な摩擦を少しでも少なくすることを目的に書かれました。最近の竹島Ⅱ独島の歴史研究ですが、一八七七年に堀和生・京都大学教授が明治時代の太政官指令文書（卷末資料二）などを公表した論文がきっかけになり、次々と史料が発掘され、新事実がどんどん明らかになりました。そうした史料をもとに、これまで内藤や朴が雑誌やインターネットなどに発表した論文に手を加えて本書が編纂されました。

新資料のひとつに、太政官指令時の付図「磯竹島略図」が昨年、金沢教会の漆崎英之牧師により公開されました。漆崎牧師には、それを見出した経緯や史料原文、それに対する所感を第六章「資料二」に寄稿していただきました。また、竹島Ⅱ独島はどんな島なのか、総合的な理解を助けるために、竹島Ⅱ独島を実際に見て来られた銀粒子さんに「鬱陵Ⅰ独島紀行」を寄稿していただきました。ご両名に感謝します。

おことわりですが、鬱陵島の表記は、古文献で「鬱」字が多く使用されているので、引用文以外では「鬱」字を採用しました。現在、日本では「鬱陵島」の表記が使用されていますが、韓国では「鬱島Ⅰ」が主に使用されています。

おわりに、本書に対する忌憚のないご批判やご意見は、左記へお寄せいただければ幸いです。

half-moon@nuj.biglobe.ne.jp

朴炳渉

目次

はじめに……………3

第I章 日本の固有領土論について……………9

- 一 竹島は日本固有領土か (内藤)……………11
- 二 竹島は独島は日本の「固有領土」か? (朴)……………29

第II章 竹島は独島の歴史上の争点……………51

- 一 隠岐の安龍福 (内藤)……………53
- 二 「松島渡海免許」論争 (朴)……………72
- 三 明治政府の竹島は独島版図外指令 (朴)……………80
- 四 明治時代の水路誌と国境画定 (朴)……………96
- 五 朝鮮史書における竹島は独島、于山島 (朴)……………105
- 六 大韓帝国勅令の「石島」 (朴)……………152

七 竹島問題の史的検証 (内藤)……………166

第III章 竹島は独島問題のトピックス……………199

- 一 櫻井よしこ氏への批判 (朴)……………201
- 二 朝日新聞社への質問書 (朴)……………220
- 三 島根県『フォトしまね』の注目点 (朴)……………225
- 四 島根県竹島報告書に異議あり (内藤)……………232
- 五 国際司法裁判所や国際法による解決 (朴)……………249

第IV章 竹島は独島はどんな島……………261

- 一 竹島は独島のデータ……………263
- 二 鬱陵は独島紀行 (銀)……………266
- 三 竹島は独島は鬱陵島から見えるか (朴)……………282

第V章 資料……………287

- 一 元禄九丙子年 朝鮮舟着岸 一卷之覚書 (内藤)……………289

二	太政官による竹島外一島版図外指令（漆崎）	307
三	アメリカ大使館の秘密書簡（朴）	326
四	竹島Ⅱ独島関連年表	342

第I章 日本固有領土論について

著者紹介

内藤正中 (ないとう・せいちゅう)

島根大学名誉教授。著書に『自由民権運動の研究』『山陰の風土と歴史』『島根県の百年』『日本海地域の在日朝鮮人』『鳥取県の歴史』『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』『鳥取県下在日コリアンの歴史』など。

朴炳涉 (パク・ピョンソビ)

竹島=独島問題研究ネット会員。著書に『姜徳相先生 古希・退職記念、日朝関係史論集』(共著)、論文に「日本の竹島=独島放棄と領土編入」(『飛騨』47号)など。連絡先は、half-moon@muj.biglobe.ne.jp。

竹島=独島論争

歴史資料から考える

定価◎本体価格2500円+税

2007年3月1日 第1刷発行

著者 © 内藤正中
朴炳涉
発行人 高二三
発行所 有限会社 新幹社

〒112-0005 東京都文京区水道2-1-12
Tel 03-5689-4070 FAX 03-5689-2988
郵便振替 00170-3-26306
装丁/KARMS (崔起明)

本文印刷/協友社 装本印刷/富士見印刷 製本/協栄製本

落丁本・乱丁本はお取り替えいたします。

Printed in Japan

四 竹島=独島関連年表

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| 1403 (太宗3) | 朝鮮王朝、鬱陵島に空島政策決定 |
| 1407 (太宗7) | 朝鮮王朝、対馬国守護の鬱陵島への移住申請を却下 |
| 1431 (世宗13) | 朝鮮王朝『太宗実録』編纂 |
| 1432 (世宗14) | 朝鮮王朝『新撰八道地理志』編纂 |
| 1451 (文宗1) | 朝鮮王朝『高麗史』編纂 |
| 1454 (端宗2) | 朝鮮王朝『世宗実録』地理志編纂 |
| 1481 (成宗12) | 朝鮮王朝『東国輿地勝覧』編纂 |
| 1531 (中宗26) | 朝鮮王朝『新增東国輿地勝覧』編纂 |
| 1614 (慶長19) | 対馬藩、朝鮮王朝と論争、鬱陵島の領有放棄 |
| 1618 (元和4) | 出雲三尾関の馬太伊ら7名が鬱陵島出漁中に朝鮮へ漂着 |
| 1620 (元和6) | 幕府、対馬藩「竹島 朝鮮國属島」(鬱陵島)で磯竹弥左衛門を捕える |
| 1625 (寛永2)頃 | 徳川幕府、大谷・村川両家に竹島(鬱陵島)渡海免許 |
| 1637 (寛永4) | 村川家の渡海船が朝鮮へ漂着(30名) |
| 1656 (孝宗7) | 朝鮮、「輿地志」(逸書)成立 |
| 1666 (寛文6) | 大谷家の渡海船が朝鮮へ漂着(22名) |
| 1667 (寛文7) | 斉藤豊仙『隠州視聽合記』に松島、竹島記述 |
| 1692 (元禄5) 3・26 | 村川船、竹島(鬱陵島)で朝鮮人と遭遇 |
| 1693 (元禄6) 3・20 | 大谷船、竹島(鬱陵島)から安龍福らを連行「竹島一件」 |
| 1694 (肅宗20) | 張漢相「蔚陵島事蹟」、竹島=独島を認識 |
| 1695 (元禄8) 12・25 | 鳥取藩、幕府へ竹島・松島は因伯付属でないと回答 |
| 1696 (元禄9) 1・28 | 徳川幕府、竹島(鬱陵島)渡海禁止を発令 |
| 5・18 | 安龍福来日、竹島(鬱陵島)、松島(子山島)は |